

## 意見書 別紙

昨年11月の意見書において、本件研修命令発令にかかる諮問はそもそも法的手続きを踏まずになされるものであるから、外形的にも正当性や根拠を欠いており、さらにはその内容についても全て事実誤認や評価の誤りであるため理由を有していないことや、審議会において指導改善研修にかかる認定を可とする意見を出すべきものではないことを意見した。さらに、谷 次郎弁護士（冠木克彦法律事務所所属）から、大阪府教育委員会あて「要請書」および大阪府教員の資質向上審議会あて「意見書」が出され、本件諮問にかかる不当性・違法性を指摘するものであった。

しかしながら、審議会において指導改善研修にかかる認定を可とし、指導改善研修を実施することを了承する旨の判断がなされたことを受け、指導改善研修命令が昨年11月29日付で発出された。

このことにつき、現在、大阪地裁において本件研修命令の取消訴訟および違法かつ不当な本件研修命令発出による国家賠償請求訴訟が係属中である。

なお、国家賠償法では公務員の職務中の行為について公務員個人への賠償責任を否定するような記載があるところ、審議会委員は公務員ではないため、私的責任を負うべきものであるから、今後もこのような違法かつ不当な審議を続けるのであれば、別途、法的責任の追及を予定するものである。

### I 指導改善研修にかかる法的な立て付けについて

私に発出されている指導改善研修とは、そもそも教育公務員特例法25条に依拠するものである。

(指導改善研修)

25条 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、児童、生徒又は幼児（以下「児童等」という。）に対する指導が不適切であると認定した教諭等に対して、その能力、適性等に応じて、当該指導の改善を図るために必要な事項に関する研修（以下この条において「指導改善研修」という。）を実施しなければならない。

2 指導改善研修の期間は、一年を超えてはならない。ただし、特に必要があると認めるときは、任

命権者は、指導改善研修を開始した日から引き続き二年を超えない範囲内で、これを延長することができる。

- 3 任命権者は、指導改善研修を実施するに当たり、指導改善研修を受ける者の能力、適性等に応じて、その者ごとに指導改善研修に関する計画書を作成しなければならない。
- 4 任命権者は、指導改善研修の終了時において、指導改善研修を受けた者の児童等に対する指導の改善の程度に関する認定を行わなければならない。
- 5 任命権者は、第一項及び前項の認定に当たっては、教育委員会規則（幼保連携型認定こども園にあつては、地方公共団体の規則。次項において同じ。）で定めるところにより、教育学、医学、心理学その他の児童等に対する指導に関する専門的知識を有する者及び当該任命権者の属する都道府県又は市町村の区域内に居住する保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。）である者の意見を聴かなければならない。
- 6 前項に定めるもののほか、事実の確認の方法その他第一項及び第四項の認定の手續に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。
- 7 前各項に規定するもののほか、指導改善研修の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

このうち、第6項において、「事実の確認の方法その他第一項及び第四項の認定の手續に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。」とされており、これにより定められたものが、「教育公務員特例法第二十五条の指導改善研修等に係る認定等の手續に関する規則」（府規則）である。

府規則19条では、「この規則に定めるもののほか、事実の確認の方法その他認定等の手續に関し必要な事項は、別に定める。」とされており、これにより定められたものが、乙5（手引き）であり、これは規則に準じるものであると言える。

すなわち、法による委任によって規則が定められ、規則による委任によって、規則に準じる手引きが定められているという立て付けである。

一方で、文部科学省は、平成20年2月8日付で「指導が不適切な教員に対する人事管理システムのガイドライン」を定め、令和4年8月31日付で改訂している。（資料ア：新旧対象のもの）

そして、このガイドラインは、平成19年7月31日付、19文科初第541号「教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律について（通知）」（資料イ）に依拠しており、資料イ第二第2-1（3）において、「各任命権者においては、（旧法）第25条の2第5項及び第6項において教育委員会規則で規定することとなっている事項のほ

か、指導が不適切な教員に対する人事管理システムに関し必要と認める事項があれば、教育委員会規則に規定すること。なお、文部科学省においては、指導が不適切な教員に対する人事管理システムに関するガイドラインを作成し、各任命権者の参考となるよう、情報提供を行う予定であること。」としている。

つまり、文部科学省ガイドラインは、「各任命権者の参考となるよう、情報提供」することをその趣旨としたものであり、あくまで、「(旧法) 第25条の2 (現行法25条) 第5項及び第6項において教育委員会規則で規定することとなっている事項のほか、指導が不適切な教員に対する人事管理システムに関し必要と認める事項」については、「各任命権者において、教育委員会規則に規定すること」が明確にされているものである。このことにつき、所管課である文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課に確認済みである。

以上のことから考えると、そもそも指導改善研修については、法による制度について、指導が不適切である事実の確認の方法その他認定の手續等に関し必要な事項については、教育委員会規則への委任によって規則が定められ、大阪府ではさらに規則による委任によって手引きが定められているという立て付けであり、文部科学省ガイドラインはあくまで教育委員会規則を定める際の「参考」や「情報提供」に過ぎないものであることが確認される。すなわち、仮にガイドラインが改訂されたとしても、教育委員会規則あるいはそれに準じる手引きを改訂せずに、それらに反した制度運用をした場合は明確に違法であることがわかる。

しかしながら、府教委は裁判における主張のなかで、「文部科学省の「指導が不適切な教員に対する人事管理システムのガイドライン」に沿って「手引き」を作成しているところ、令和4年8月31日に「ガイドライン」が一部改訂されており、「手引き」の改訂が追いついていないところがあるので、その内容もふまえつつ「指導が不適切な教員の認定」及び「指導改善研修命令」を行っているところである。」(資料ウ3頁)、「申立人に対する本件研修命令は、現行の規則及び府教委の平成31年4月策定の手引きによりつつ、最新の文部科学省のガイドラインの内容もふまえ、発せられたものである。」(資料ウ23頁)などとしており、規則を改定することなく、文部科学省のガイドラインの内容を踏まえて本件研修命令を発出した旨を明確にし、さらにそれを正当化している事実があるのだから、府教委はまさに自らの違法を証明しているものである。なお、資料エにおいても府教委は同様の主張をしている。

したがって、本件研修命令は手続違背等の違法が明確であるから、直ちに取り消される

べきものであり、審議会においても過去の過ちを早急に認めて、判断を修正すべきものである。

## II 令和4年11月に実施された審議会について（議案説明部分）

まず、令和4年11月に実施された審議会の状況について、既に上記訴訟の被告である大阪府（教育委員会）から提出された「報告書」（資料A：乙36に段落番号を付したもの）を元に意見を述べる。なお、この「報告書」は、審議会の記録を府教委が恣意的に要約したものであり、そもそもの信憑性が担保されていないものであるところ、便宜的に用いるものである。

### 1 資料A【2】について

審議会には、委員のうち4名が出席した旨が記載されている。

教育公務員25条5項では、「任命権者は、第一項及び前項の認定に当たっては、教育委員会規則（幼保連携型認定こども園にあつては、地方公共団体の規則。次項において同じ。）で定めるところにより、教育学、医学、心理学その他の児童等に対する指導に関する専門的知識を有する者及び当該任命権者の属する都道府県又は市町村の区域内に居住する保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。）である者の意見を聴かなければならない。」としており、大阪府では、これに基づき、乙9のとおり、大学教授、弁護士、臨床心理士、精神科医、PTA関係者などの所属・職を有する専門家等が委員として選定されているものである。この点、府規則14条2項では、「審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。」としており、委員7名のうち4名が会議に出席していることから、会議の開催そのものは問題無いと考えられるが、法令上、欠席した委員について意見を聴取しなくとも良いとする根拠はどこにもなく、当然、欠席者3名の意見について聴取した記録が存在するはずである。しかしながら、府教委は訴訟においてもそうした資料を提出しておらず、令和4年11月の実施された審議会において欠席した3名の意見について聴取したことは考えにくいため、この点につき明確に違法である。

文科省ガイドライン（17頁）によれば、専門家等からの意見聴取に当たっては、「総合的に審査・調整する必要があることや認定作業の迅速化を図ること」を理由として、会議を実施することに努めるものとされているが、これは会議を開かずに各委員に持ち回って

意見を聞くなどの煩雑さを避けることを目的に、一堂に会すために「会議」をすべきであるとの趣旨であって、会議に出席できない委員については、法令上、各委員に個別に意見聴取を行わなければならないことは明らかである。

## 2 資料A【3】について

そもそも令和4年11月の審議会の資料として何が提出されたのか定かではないが、乙7においては、私の病休等の取得状況が書かれている。詳細は後述するが、そもそも私は、資料①のとおり、前任校である府立XX高校に在籍していた頃から、職場におけるハラスメント等を原因として、断続的に病気休暇を取得していた。さらに、資料②のとおり、「疾病が悪化するため転勤（異動）が望ましくない」旨の診断書を事前に提出していたにもかかわらず、府教委および当時の校長によるハラスメントによって敢えて異動発令が為されるなどの異常な人事を原因として、病状が悪化した旨の診断書も提出している。また、本件諮問において教員評価支援チームが来校した直前の8月から9月においても病気休暇を取得している状況であった。そうした病気休暇の状況については、乙7においては「病休等の取得状況」として記載されているところであるが、この点につき、資料A「報告書」においては一切言及がなされておらず、明らかに不自然である。

文科省ガイドライン（資料ア19頁）においては、指導が不適切である原因が心身の故障による場合の扱いについて、「「指導が不適切である」教諭等と認定する時点において、その原因が、明らかに精神疾患等心身の故障による場合は、指導改善研修によらず、病気の治療に専念させることが必要である。」などとされており、この点について府教委においてどのような経緯を踏まえてどのような判断がなされたのかについて一切触れられていない。このことはガイドラインや手引きを踏まえておらず、違法かつ不当である。

さらに、資料③は、前任校における異常な職場環境について言及されているものである。前任校では、資料③にあるとおり、男性教員が合コンで出会った女性との性行為について職員室で腰を振って再現したり（資料③10頁）、陰部を剃毛した事実を大声で吹聴し見せつけたり（資料③10頁）、「各クラスのかわいい女子ランキング」を作成したり（資料③10頁）、男性教員が女性教員に対してセックスフレンド（性行為だけをする関係）になって欲しいと発言したり（資料③15頁）するなどの、筆舌に尽くしがたい極めて異常な職場環境であったが、何ら有効な対策は取られておらず、そうした教員に対して「指導が不適切な教員」と認定することもなく放置されている状況であった。資料③を作成した女性教員は、こうした異常な職場環境の中、精神的疾病を抱える状況となったものであるとこ

ろ、私も同様に前任校の異常な職場環境によって精神的疾病を抱え、今なおその状況が継続している中、このことにつき府教委は何ら対策を取っていないし、審議会においても何ら言及された経緯が見受けられない。

資料④は、私が令和4年8月から9月にかけて、上記の経緯により精神的疾病を抱える状況のために病気休暇を取得したことにより、大阪府立学校職員安全衛生規定によって作成された「指導区分通知書」（令和4年10月11日付）であるところ、判定基準として、生活規制の面については「勤務をほぼ平常に行なってよい」とされたものの、医療の面については「医師による直接の医療行為を必要とする」と判定され、具体的指示がなされたものである。すなわち、私は、教員評価支援チームが来校した段階（初回来校は同18日であるので、指導区分通知の7日後）で、医師による直接の医療行為を必要とする状況であった。このような経緯があるにもかかわらず、やはりこのことにつき府教委は何ら対策を取っていないし、審議会においても何ら言及や検討がなされた経緯が見受けられない。

したがって、本件諮問および認定は、不当な経緯に基づくものであり、違法かつ不当である。

### 3 資料A【4】について

【4】①における授業内容について、そもそも私がそのような授業をした事実がない。したがって、審議会の結論は、虚偽の事実に基づいて為されたものであり、当然に無効である。

校長が作成した乙7（報告書）において記載されているとおり、令和3年12月7日付で、第三者が、情報公開請求（資料B）をを行なったため、校長は私に対して「公民総合の教材を情報公開請求されているのでデータを提供して欲しい」旨を伝えた。資料Bでは、請求対象文書として、「令和3年度4月1日以降、大阪府立東住吉総合高校における上記授業（公民総合）において同校の実施した授業教材プリントで生徒に配付したもの（決定通知が届く日まで）」が記載されているところ、校長は私に対して「公民総合の教材」としか伝えなかったため、私が校長に手渡した授業データのなかには、①令和2年度に実施したもの、②令和3年度に実施したもの、③教材として作成したが未だ授業を実施していないもの、などが含まれていた。乙7および資料Aで指摘される「誰が「嘘つき」？」という教材（資料C）は、「③教材として作成したがまだ授業を実施していないもの」に該当するものであるため、乙7および資料Aにおける当該記載は事実ではなく、全くの虚偽である。後述するが、本件諮問はそもそも、法、条例、規則、手引き、ガイドラインをことごとく

無視した異常な手続違背によって為されたものであり、手引きに定められた様式の作成や、事実確認すら行なっていないまま、憶測や決めつけ、でっち上げや捏造などの違法かつ不当な手法が横行するなかで本件研修命令が発令されたものである。

教員評価支援チームらの指摘（乙17～乙21）からも明らかなおり、当該教材についてはそもそも「指導が不適切」である事由として一度も言及されたことが無い上、手引き（乙5）に規定されている私への「事実確認」も一切為されていないことから、このように事実に基づかない虚偽の事実について、校長や教員評価支援チームらによる憶測や思いこみ、決めつけによって、私がそうした授業を展開したとの事実が捏造されたものである。乙7は校長が作成したものの私は一度も見せられたことがないため、虚偽の事実について記載がなされていることを私は指摘することができなかった。

なお、甲Aは情報公開請求により私が別途入手したものである。また、乙17～乙21については府教委が私との会話を恣意的に要約したものであるところ、便宜的に用いたものである。

さらに、そもそも資料Cについて、【4】においては「公民としての授業に関係のない授業」などとしているが、この認識は根本的に誤りである。資料Dは公民科倫理分野において扱われる内容についてのものであるところ、ドイツ（プロイセン）の哲学者イマヌエル・カント（1724-1804）が提唱した「義務論」や、イギリスの哲学者ジェレミ・ベンサム（1748-1832）が提唱した「帰結主義」に関連して、「嘘をつく」という行為が社会的に正しいのか否かについて哲学的に思考実験をするものである。このことに関連して、私のこれまでの公民科の授業の中では、資料Eのように、思考実験を踏まえた授業が展開された事例もある。映画『天気の子』を題材に先出のジェレミ・ベンサムが提唱した「功利主義」に関連して、幸福度について考えるものである。こうした授業の内容については、北村元校長には「教材研究」の成果として提出した経緯があるところ、北村元校長はこの教材および授業について「すばらしい授業」「もっとこういう授業をしてほしい」などと高く評価していたものである。すでに令和4年11月の意見書で述べたとおり、教員評価支援チームや校長教頭らの内、誰も公民科の教員免許を所持していないなど、教科の専門性が全くないのに、私の教材の内容について難癖をつけているという状況であって、さらには、そもそも授業を実施してもいないのに、実施した事実を思いこみや決めつけで捏造したものであり、極めてその態様は悪質であり、違法かつ不当との誹りは免れない。

#### 4 資料A【5】について

「知らない男の人の写真を掲載しているページがあり、それをクリックすると生徒が見ていいのかわからない内容の動画や音声、資料が入っている。」という説明は虚偽である。写真をクリックしても何も起こらない。また、「全体的に黒基調である」のも虚偽であり、サイトは全体的には桜色や藤色などのパステルカラーである。「開きすぎるとブロックされるようなこともある」と言った事実も無い。

したがって、そうした事実がないのであるから、「そのようなことから自身のスマートフォンから閲覧するだけで不安と恐怖を感じ」と言ったこともあり得ない。仮に不安や恐怖を感じることがあるとすれば、生徒の思いこみによるものか、あるいはそもそもそうした事実がでっち上げや捏造によるものである。そして、そもそもそうした事項について私に事実確認した経緯もない。結局は、一方的に教員評価支援チームによる憶測や決めつけ、でっち上げや捏造などの違法かつ不当な手法を用いたものである。

## 5 資料A【6】（書写形式）について

令和4年度前期第1回中間考査「政治・経済」のテストは乙23のとおりである。しかし、府教委が作成した資料ウ19頁からも明らかなおり、そもそもこのテストについて、マルチ商法の被害者が自殺したという内容についての指摘はあるものの、書写であるという形式や成績評価についての指摘は一切ない。

府規則3条に「府立学校の校長は、所属の教員のうちに、指導が不適切な教員があると思料するときは、当該教員に対し、その旨を的確に伝え、その自覚を促すとともに、当該教員の指導の改善を図らなければならない。」とあるとおり、仮に指導が不適切な教員があると思料するのであれば、その旨を的確に伝える必要がある。これは仮に校長ではなく教員評価支援チームであっても同様である。

資料Fにあるとおり、そもそも、府立学校において「書写」を課題とすることは一般的に行なわれている。資料Fは、私以外の地歴科教員が作成した日本史Aの自習課題であるところ、「教科書P70～71の本文を書き取ること」「時間が余った場合はイラストを書き写すこと」が指示されている。また、資料①3頁にあるとおり、私は前任校において、自習課題として「書写」を強要される事案を経験しており、この際は、当時の教頭や首席は「書写は適切な課題である」旨主張し、府教委も同様に「書写は適切な課題である」旨を訴訟において主張している。（一方、当時の校長は「T先生が正しい」「俺が教頭と首席の代わりに謝るから許して欲しい」などとして、私の実家がある〇〇まで私費で謝罪に来るなどの経緯もあった。）



以上のことから考えると、そもそも教員評価支援チームが上記テストの「書写」という形式に言及しなかったことについては、上記経緯を踏まえて府教委自らの主張（「書写は適切な課題である」）が自己矛盾しないように、私に対して何ら問題であると指摘せず、審議会においてはそうした経緯を隠して、書写という形式そのものも問題であるような説明をしたと推認できるものであるから、こうした府教委の手法は明らかに背信的背德的であり、違法かつ不当であるものであるから、断じて許されるものではない。

## 6 資料A【6】（考査内容）について

考査問題の内容については、教員評価支援チームすなわち府教委の主張が明らかに失当であることについて、昨年11月の意見書（11頁以降）において詳細に述べた。

政治・経済の学習指導要領においては、「市場経済の効率性ととともに、市場の失敗の補完の観点から、公害防止と環境保全、消費者に関する問題も扱うこと」とされ、消費者に関する問題として、「平成30年6月の民法の改正により令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられ、18歳から一人で有効な契約をすることができるようになる一方、保護者の同意を得ずに締結した契約を取り消すことができる年齢が18歳未満までとなることから、自主的かつ合理的に社会の一員として行動する自立した消費者の育成のため、また、若年者の消費者被害の防止・救済のためにも、こうした消費者に関する内容について指導することが重要である。」とされている。こうした学習指導要領の内容を踏まえたことや、私の前任校である府立XX高校の卒業生における実際の被害事案について危機感を有していたことから、授業において消費者教育について扱った後に、若年層において急増するマルチ商法について、被害者にも加害者にもならないようにすることを主たる意図として、消費者教育の一環として授業で取り扱ったものである。なお、府立XX高校の卒業生における実際の被害事案については、資料⑤の陳述書（〇〇教諭作成）にもあるとおり、卒業生が加害・被害ともに関与する「仮想通貨詐欺」において、今年1月には被害総額が1000万円を超える状況となっている。資料⑧～⑩については、前任校の卒業生が陳述したものであるところ、こうしたマルチ商法を始めとした悪徳商法の加害・被害の実態が詳細に記されている。

なお、府教委は、資料ウ19頁において、「教員評価支援チームが問題としたのは、生徒等の相手の受け止めや配慮を十分に考えられていない教材を用いた授業を行ったことや、センシティブな教材を生徒がどのように感じるかについて、申立人が「生徒の気持ちはわかりようがない」旨発言していたこと」が問題であって、教材の内容が問題ではない旨主

張しているところ、審議会の説明においては、考査の形式や内容について言及しているため、もはや自己矛盾が生じており、主張もコロコロと変遷しているため全く信用が置けない。

実際に「公民総合」でこの内容を学習した受講する生徒によるアンケート（乙22）では、この教材について「マルチ商法の危険性について理解が深まった」「この授業で何か学習できたことがある」「自分は投資詐欺に引っかからないように気をつけたい」について肯定的な回答が集中しており、「このニュースの内容は高校生には過激だ」「このニュースを授業で扱うのは不適切だ」「授業では、人が死ぬことについて扱ってはいけない」「この授業を受けて、先生に対して恐怖や不安を感じた」については、否定的な回答が集中している。さらに、自由記述では、「この事件のことを学んでマルチ商法には騙されないように気をつけようと思った」「詐欺に引っかからないように気をつけて過ごしていきたい」「お金を欲しいと思っても、こういうことには手を出さないようにしたり、マルチをする側にも付きたくないと思った」など、学習指導要領で定める「若年者の消費者被害の防止・救済のためにも、こうした消費者に関する内容について指導することが重要である」との記載にも合致している。

ところが、府教委は乙22の立証趣旨として、「申立人が、自らの授業で、マルチ商法の教材(マルチ商法で被害に遭って最後自殺された方を題材にしたもの)を取り上げたことについて、生徒に対し、アンケートを実施した結果として、校長に手渡したもの(授業を行った申立人自らが実施したアンケートであることから、生徒たちの本音が見えない)」などと難癖をつけている。しかし、実際にこの授業を実施した「公民総合」の生徒アンケート（資料⑩-2）において、生徒による評価は7項目において最高評価の4.0がついている状況となっている。アンケートは「1（まったく当てはまらない）」～「4（よく当てはまる）」を評価基準として集計されるものであるため、受講している全ての生徒が、7項目に亘って、最高評価をつけたという事実が明らかとなるものであり、如何に私の実施した「公民総合」の授業内容が優れており、生徒からも高く評価されているのかという事実が歴然と現れていることがわかるし、府教委の難癖が如何に当を得ず、論ずる価値にも値しない愚劣なものであるのかもよく分かる。

## 7 資料A【6】（成績評価）について

考査が書写であるという形式面についての指摘がこれまでなかった点については、既に上記5において述べたところ、【6】における「周りのクラスメイトや友人は書写をすれば

テストでいい点数が取れるということで、なかなか指摘するような生徒はいなかったとも聞いている。」との指摘は、あたかも成績評価に問題があるような書きぶりであるが、そのような指摘は失当である。

そもそも、上記5において詳述したとおり、府立学校において「書写」を課題とすることは一般的に行なわれている（資料F）。さらに、私の前任校である府立XX高校においても、現任校である府立東住吉総合高校においても、成績評価において、「授業の板書を写したノート」を成績評価に組み入れていることが行なわれている。

資料Gは、現任校で配布された、新学習指導要領に基づく「成績評価」のための資料である。資料G 2頁にあるように、本来は、旧学習指導要領においても「関心・意欲・態度」などの4つの観点に基づき、成績評価が行なわれるべきところ、実際には「今までは観点別の評価・内訳などは不要」とあるように、生徒への説明責任が無いことを悪用して、観点別評価を行わずに「平常点3割+考査7割」とする運用がなされていた事実が資料からわかる。さらに、資料G 1 2頁に「年間での評価が「考査とノート提出だけ」は望ましくない」とあるように、実際には、年間での成績評価の根拠が、「考査の得点とノート提出だけ」という状況も横行していた。この「ノート提出」というのは、授業中に黒板に書かれた内容を単に書写したものであり、これを「平常点」として年間成績の3割分として評価対象に入れているということである。さらに、この「ノート提出」は、必ずしも授業中に提出する必要が無く、提出時期の直前になって友人のノートをまとめて写している姿が校内で多く見られる状況であり、少なくとも私の前任校や現任校においては、まさに「書写」による成績評価が一般的であった事実を如実に示すものである。

資料Hは、平成29年に国立青少年教育振興機構が発表した、日米中韓の4か国における高校生の学習意識などに関する調査結果である。この調査によれば、日本の高校生は他国に比べて「授業中にノートを取る」生徒が非常に高い一方、「宿題をする」「先生の話聞く」といった項目は低い状況となっている。また、資料Iは、私が放送大学修士課程において執筆した修士論文の資料の一部である。これは、高校入試時における学校入試難易度偏差値別に、生徒の学習行動傾向を調査したものであり、「授業中にノートをしっかり取る」生徒は、偏差値があがるごとに減少している傾向であることがわかる。さらに、こうした「授業ノート」の提出義務も、偏差値があがるごとに減少している傾向であることがわかる。高校の入学偏差値が低い学校の生徒ほど、「授業中にノートをしっかり取る」という「逆説的な行動」を取っていることとなるが、結局、この原因は「ノート提出をすることで成績が上がる」という成績評価のシステムに原因があるという結論が導かれる。すな

わち、「テストの成績が悪くてもノートさえちゃんと写して出しておけば救ってもらえる」と生徒が考えて、そのとおりに行動しているということである。

これらを総括すると、①少なくとも私の前任校や現任校においては、年間の成績評価において「ノート提出」に3割もの点数を配分しており、まさに「書写」による成績評価が一般的であった事実があること。②上記5にあるとおり、私は前任校において、自習課題として「書写」を強要される事案を経験しており、この際は、当時の教頭や首席が「書写は適切な課題である」旨主張し、府教委も同様に「書写は適切な課題である」旨を訴訟において主張していること。③日米中韓の4か国における高校生を比較すると、日本の高校生は他国に比べて「授業中にノートを取る」生徒が非常に高く、また、私の修士課程での研究によれば、高校の入学偏差値が低い学校の生徒ほど、「授業中にノートをしっかり取る」という「逆説的な行動」を取っており、この原因が「ノート提出」によって成績が評価されることによるもので、そうした評価体制は、特に高校の入学偏差値が低い学校の生徒ほど一般的であり、その傾向が全国的なものであること。などがわかる。

一方、私の成績評価については、令和4年度の「政治・経済」においては小テストとレポートなどによる比準が大きく、年間成績評価における令和4年度前期第1回中間考査「政治・経済」のテスト（乙23）の比率は5%である。年間の成績評価において「ノート提出」に3割もの点数を配分している教員が多くいる一方で、私は書写による定期考査は年間1回しか実施していないし、年間を通してノート提出による評価は実施していないので、結局「書写」による評価は年間で5%にしかならないのであり、仮に「書写」による成績評価が問題であるのであれば、私よりもむしろ年間の成績評価において「書写」である「ノート提出」に3割もの点数を配分している教員こそが「指導が不適切」とであると認定されるべきである。

資料Jは、現任校における2020年度地歴公民科の教科会議資料であるところ、日本史Bβを担当する濱田教諭の成績評価では、考査の平均点が27.9点であるにもかかわらず、総合成績が70.3点となっており、考査の得点比率が成績評価において著しく低廉に抑えられていることがわかるし、次頁の「現社演習（2年）」（中田教諭）の成績評価においては、考査点の評価倍率が0.6であることから、「平常点」が4割もの比率を占めている事実がわかる。このように、少なくとも現任校では、考査点を年間成績に大きく反映する必要もないし、「平常点」として4割の得点を配分しても良いとする運用が罷り通っている事実が判明する。すなわち、私の成績評価がこれらと比べて「不適切」とであるとの評価をすることはできない。

また、現任校の体育科では、プールの実技指導が受けられない場合に、代替措置として参考書を20頁以上に亘って書写させる指導が為されており、果たしてそうした行為は体罰に準じる極めて不適切であるものであると私は考えているが、実際にそうした教材を情報公開請求したところ違法かつ不当に公開が拒否される事案が生じたため、現在、別途、大阪地裁において係争中である。詳細は資料カ〜クを参照のこと。

さらに、そもそも令和4年度前期第1回中間考査「政治・経済」のテストが書写形式になった理由については校長に再三説明しており、その了解を取っていた事実がある。先述したとおり、令和4年度の「政治・経済」においては小テストとレポートなどによる成績評価を実施しており、当該考査を実施するまでの期間に小テスト3回および小レポートを5通以上提出させていたため、そもそも考査を実施しなくても成績評価が可能であり、むしろ定期考査は不要であるので実施しなくても良い旨を校長に伝えていた。しかしながら、校長も教務部長も何ら対策をせず、「すでに時間割が組まれたから」などとして、考査の実施が無理やり強行されたものである。現任校である府立東住吉総合高校は、総合学科であり、選択科目によっては考査の無い科目が多々あるにもかかわらず、私が「第1回中間考査「政治・経済」のテストはキャンセルして欲しい」と伝えてもそれが叶わず、他の教員ではそうした運用が行なわれている事実もあるのに、ことさら私に対して差別的な取扱いをしたものであるから、この段階でもはやハラスメントの様相を呈しているものである。

加えて、令和4年度における「政治・経済」の授業は、2年生（文理コース）と3年生（英数コース、ビジネス情報コース）の3コースにおいて展開されていたところ、2年生の「政治・経済」の考査と、3年生の「政治・経済」の考査が別の時間帯に実施されていた事実がある。同じ授業の考査を別の時間帯に実施した場合、前の時間帯で受けたテストの内容が後の時間帯に受ける生徒達に漏洩する可能性が高いと私は判断したため、そうした可能性について校長に伝えた上、時間割を変更するように校長に伝えていた。しかしながら、このことについても、校長も教務部長も何ら対策をせず、上記と同様に「すでに時間割が組まれたから」などとして、別時間帯での考査の実施が無理やり強行されたものである。これも上記と同様にことさら私に対して差別的な取扱いをしたものであるから、ハラスメントの様相を呈しているものである。

しかも、上述のとおり、「そもそもテストを実施する必要が無いこと」「別時間帯での実施をした場合は情報漏洩の可能性が高いこと」について、私は校長に対して再三改善の申し入れをしていたにもかかわらず、校長も教務部長も何ら対策をせず、「すでに時間割が組まれたから」などとして、考査の実施が無理やり強行されることが判明したため、私は事

前に「情報漏洩しても問題がない考査形式」として「書写形式の考査」を校長に提案していたものである。つまり、「書写形式の考査」が実施される経緯について校長は事前に知っており、その経緯についても校長に事前に再三改善を申し入れたにもかかわらず、校長がその職責を放棄して何らの対策を行なわなかった経緯がある。さらに、上述の①少なくとも私の前任校や現任校においては、年間の成績評価において「ノート提出」に3割もの点数を配分しており、まさに「書写」による成績評価が一般的であった事実があること。②上記5にあるとおり、私は前任校において、自習課題として「書写」を強要される事案を経験しており、この際は、当時の教頭や首席が「書写は適切な課題である」旨主張し、府教委も同様に「書写は適切な課題である」旨を訴訟において主張していること。③日米中韓の4か国における高校生を比較すると、日本の高校生は他国に比べて「授業中にノートを取る」生徒が非常に高く、また、私の修士課程での研究によれば、高校の入学偏差値が低い学校の生徒ほど、「授業中にノートをしっかり取る」という「逆説的な行動」を取っており、この原因が「ノート提出」によって成績が評価されることによるもので、そうした評価体制は、特に高校の入学偏差値が低い学校の生徒ほど一般的であり、その傾向が全国的なものであること。などについても、校長に対しては資料とともに詳しく説明していた経緯があり、そもそも「書写形式の考査」について校長は容認していたというべきである。

仮に「書写形式の考査」が問題であると府教委が主張するのであれば、私ではなくむしろ校長のその責任があるのであり、私ではなくむしろ校長がその能力や資質を欠いていると評価されるべきであることは言うまでもない。

## 8 資料A【7】について

「学校内でスマホが禁止されている」のは虚偽である。そのような事実はない。また、「そのことについて、他の先生から注意をされたら、法的手段を取るのと言いに来なさい」という説明があった事実もない。これも虚偽である。

自習指示サイトに記載があったのは、「自習時間中に調べ学習をするなどの理由で携帯電話やスマートフォンを使用することがあるかと思いますが、問題ありませんので活用してください。携帯電話やスマートフォンの使用を禁じる教員がいた場合には法的措置を含めて対処するので、あとから教えてください。」である。

このことにつき、そもそも「学校内でスマホが禁止されている」のではなく、「授業中にスマホを使用することが禁止されている」のであり、また、その禁止は担当教員の判断によっては解かれるものであるにもかかわらず、私が自習課題として調べ学習をさせるよう

な指示をした場合に、自習監督に來た教員がスマホの使用を禁止したことによって調べ学習ができなくなってしまった事例があったことから（詳細は資料①）、他の教員による不当かつ理不尽な支配から、生徒の学習権を守って保障するためにこうした記載をしているものである。また、そうした事項について私に事実確認した経緯もない。結局は、一方的に教員評価支援チームによる憶測や決めつけ、でっち上げや捏造などの違法かつ不当な手法を用いたものである。

また、「人が殺されるような映像が含まれる動画」については、人文科学や社会科学の学問の性質上、そのことだけを以て何か問題があるようには考えられないし、「実際にあった訴訟を題材にしたりするような授業内容もあった」という点については、これも学習指導要領に沿ったものであって何が問題であるのか理解ができない。公民科学習指導要領においては、「社会における権利相互の衝突とそれらに関わる裁判所の判断、契約における権利と義務との関係など具体的な事例を取り上げ、権利と権利の衝突を調整する原理として公共の福祉という考え方などがあることを理解できるようにする。」とされており、実際に大学入試共通テストにおいても、主に憲法に関する裁判判例は頻出である。この点、これまでの教員評価支援チームの発言からすると、現任校である府立東住吉総合高校において平成27年に生じた「生徒自死事案」についての判例を扱った点について、極めて抽象的に言及している可能性があるため、このことについては後述する。

## 9 資料A【8】について

「授業の進度がクラスによってまちまち」との指摘について、そもそもどのような状況を指しているのか全く理解できない。私が令和4年度において担当していた授業は、①3年生「公民総合」4単位、②3年生「実用社会」2単位、③3年生「政治・経済」2単位×2クラス、④2年生「政治・経済」2単位である。このうち、①「公民総合」と②「実用社会」については、そもそも科目が違うのだから「進度がクラスによってまちまち」との指摘は当たらない。そうすると、③「政治・経済」と④「政治・経済」において、「授業の進度がクラスによってまちまち」であったという指摘であるということになる。しかし、この指摘は全くの失当である。仮に「授業の進度がクラスによってまちまち」なのであれば、定期考査の出題範囲がクラスによってずれるようなこととなるが、そのような事実は無かったし、そもそも乙24のなかにはそのような話題は一度も出てこず、何を根拠にしているのか全く不明であり、事実無根である。

また、「すぐ終わるような課題が多く授業中に時間を持て余すことが多い」という指摘に

についても、同様に乙24のなかではそのような話題は無く、「授業でT先生が不在の時は、自習課題が出されるがすぐに終わることが多い」などと言及されているのみであるし、そもそも「自習課題が出されるがすぐに終わることが多い」という点につき、その自習課題の作成者は私ではなく、地歴公民科の他の教員である。

したがって、【8】における指摘は全て虚偽であり、結局は、一方的に教員評価支援チームによる憶測や決めつけ、でっち上げや捏造などの違法かつ不当な手法が用いられたものである。

## 10 資料A【9】について

上記4で詳述したとおり、「その写真をクリックすると、前任校の校長や現任校の校長とのやり取りの音声やT教諭が本府へ情報公開請求をして、公開決定された資料等、授業に全く関係ないものが多数掲載されていたとい事実を把握した。」との指摘につき、写真をクリックしても何も起こらないので前段は全くの虚偽である。また、そもそも当該サイトは私が個人的に開設したものである上に、情報公開請求によって公開決定された資料等は自習指示サイト本体ではなくリンク先に載っていただけのものであるから、授業に全く関係ないものであるか否かはそもそも問題になるものではない。同様の例として、「Yahoo!」のトップページには様々なサイトがリンクされているが、リンク先については「Yahoo!」とは別サイトであることは明らかなのであり、「Yahoo!」が責任を負うものでもない。

したがって、【9】における指摘は前段については虚偽であり、後段については失当である。

## 11 資料A【11】～【19】について

【11】～【19】については、教員評価支援チームによる一方的な憶測や決めつけ、でっち上げや捏造による主張が為されているものであり、そうした主張を証明する具体的証拠もなく、その評価内容については全面的に否定する。

## 12 資料A【20】について

「課題について担当部署と連携しなから調整することができず、トラブルになることが多い。」との指摘について、具体的にいつどのようなトラブルがあったのか全く記載されておらず、校長あるいは教員評価支援チームによる一方的な憶測や決めつけ、でっち上げや



捏造による主張が為されているものである。私にはそのような認識はない。

「相手の気持ちや立場を理解しようとせず、相手を詰める。徹底的に追求する、法的手段に訴えるなど、相手を威嚇し、恐怖に陥れるような発言」についても同様である。

### 13 資料A【21】について

「毎日のように校長のレターボックスに納得いかない点については改善をするよう文で投函し回答を求めるようなことを繰り返している。」との指摘について、これは府教委が定める「教職員の評価・育成システム手引き」において「校長・准校長の学校運営の充実・改善に資するため、また、学校運営に関して提言・提案等を行うため、教職員はシートを校長・准校長に提出します。」「シートは、目標の達成状況の自己申告票と併せて提出します。ただし、学校運営に関する提言があるときに、随時提出することも可能です。」と記載されていることを根拠に、学校運営の充実・改善に資するため、また、学校運営に関して提言・提案等を行うために、随時提出してきたものであり、むしろ府教委の指示通り行なっているものであって、何を根拠に教員評価支援チームが難癖をつけているのか全く理解できない。結局、これも校長あるいは教員評価支援チームによる一方的な憶測や決めつけ、でっち上げや捏造による主張が為されているものである。なお、提言シートの提出にあたって必ずしも様式を使用する必要は無いことについて、前任校の故・濱本校長に確認している。

## Ⅲ 令和4年11月に実施された審議会について（議論部分）

上記Ⅰのとおり、そもそも指導改善研修については、法による制度について、指導が不適切である事実の確認の方法その他認定の手續等に関し必要な事項については、教育委員会規則への委任によって規則が定められ、大阪府ではさらに規則による委任によって手引きが定められているという立て付けであり、文部科学省ガイドラインはあくまで教育委員会規則を定める際の「参考」や「情報提供」に過ぎないものであることが確認されるなか、規則や手引きを改訂せずにガイドライン改訂を根拠に審議会を経て発令されたものであるから、明確に違法であることが確認された。

また、上記Ⅱのとおり、そもそも本件研修命令にかかる審議会について、前提となる府教委職員による説明が虚偽にまみれており、一方的に教員評価支援チームによる憶測や決

めつけ、でっち上げや捏造などの違法かつ不当な手法が用いられたものであるから、当然にその虚偽を根拠に議論されたものが無効であることは明白である。

よって、この章においては、府教委および審議会委員発言における重大な誤りについて指摘するに留めるものとする。

### 1 資料A【27】および【28】について

すでにI「指導改善研修にかかる法的な立て付けについて」で主張したとおり、そもそも指導改善研修については、法による制度について、指導が不適切である事実の確認の方法その他認定の手續等に関し必要な事項については、教育委員会規則への委任によって規則が定められ、大阪府ではさらに規則による委任によって手引きが定められているという立て付けであり、文部科学省ガイドラインはあくまで教育委員会規則を定める際の「参考」や「情報提供」に過ぎないものであることが確認される。すなわち、仮にガイドラインが改訂されたとしても、教育委員会規則あるいはそれに準じる手引きを改訂せずに、それらに反した制度運用をした場合は明確に違法であることがわかる。

よってこの議論は失当である。

### 2 資料A【29】について

「手続き違反だということを出されている規則については、教育委員会の内部規則ということなので、これについて別に法令に反するわけではない」、「実際は文科省のガイドラインに従って対応されているということなので、この取り扱いについて法令違反はないと考える。」との点につき、上記1と同様に、文部科学省ガイドラインはあくまで教育委員会規則を定める際の「参考」や「情報提供」に過ぎないものであるから、教育委員会規則あるいはそれに準じる手引きを改訂せずに、それらに反した制度運用をした場合は明確に違法であることがわかる。よって、当該委員の認識は失当である。また、このような誤った認識につき、府教委職員は法令に依拠した訂正をしないのであるから、もはや教育行政職員としての資質や能力を欠いていると言わざるを得ない。

### 3 資料A【33】について

「周りの教員とも、うまくコミュニケーションは取れていない状況」と点につき、私はそのような認識はない。具体的事案が提示されないので、まさに事実無根の憶測や決めつけ、でっち上げや捏造などの違法かつ不当な手法が用いられたものである。

そもそも、私は前任校の頃にも、資料⑱のとおり、首席から「人間的に問題があるので関わってはいけない」などと誹謗中傷される被害に遭っており、このことによっても精神的に大きなショックをうけるなか、資料①などに記載された度重なるハラスメントにより、断続的に病気休暇を取得したことについては既に述べたところである。

さらに、現任校においては、北村元校長に対して資料⑲を提示の上、精神的疾病を原因として「喉咽頭異常感症」を発症し、喀痰量が多く生活に支障を来している旨を、令和2年7月13日に伝達したところ、校長が私の疾病を馬鹿にするように「笑う」という事案が生起した。こうした事実について校長が認めた際に作成されたものが資料⑳である。

北村元校長によるこのような違法かつ不当なハラスメントを受けるなどしたことが原因となり、資料㉑のとおり、令和2年10月16日付で「転勤、転居により症状はさらに悪化している。復帰後は、校長・男性教頭・同教科の教員、同一分掌の教員との接触を最小限とする。会議等へ出席しないようにする。」との診断がなされた。つまり、そもそも私は校長・男性教頭・同教科の教員、同一分掌の教員との接触を最小限とすることが医師の診断により求められており、接触を最小限とするような職務行動を心がけていたものであり、その事実は校長も熟知していたものである。

府教委職員の言及においては、「周りの教員とも、うまくコミュニケーションは取れていない状況」などとしているが、これが私の疾病を原因とするものについて言及しているのであれば、上記I2において述べたとおり、文科省ガイドライン（資料ア19頁）においては、指導が不適切である原因が心身の故障による場合の扱いについて、「指導が不適切である」教諭等と認定する時点において、その原因が、明らかに精神疾患等心身の故障による場合は、指導改善研修によらず、病気の治療に専念させることが必要である。」とあるとおり、そもそもその原因について審議すべきところそのような経緯は確認できないし、むしろ「校長・男性教頭・同教科の教員、同一分掌の教員との接触を最小限とする」との原因を作ったのは校長らである。よって、府教委職員の言及は失当であるし、もはやパワーハラスメントの域に達している。

なお、北村元校長が私の疾病を馬鹿にするように笑った事案については、別途、個人責任を追及するために法的措置を準備中である。

#### IV その他本件指導改善研修の違法性について

## 1 概要

本件指導改善研修命令の違法性について、まずは概要を述べる。

- (1) 「指導改善研修」の趣旨は、「指導が不適切」と認定された教員に対して、当該指導の改善を図るために必要な事項に関して行うものである。(特例法25条)
- (2) 文科省ガイドライン(資料ア)では、指導改善研修の結果如何によっては免職を含めた措置を講ずることが予定されていることから、なるべく「指導が不適切」である状態に陥らないように、未然防止・早期対応のため、事前に別途の研修などを行うことが重要であるとされている。
- (3) 大阪府における「手引き」(乙5)においても、上記(2)と同様に、「資質向上審議会に諮る対象は、校内の対応等では改善がみられない者とする。」とされており、事前に別途の研修などを行うことが定められている。
- (4) 上記(3)の別途研修においては、「校内研修における指導等の記録(様式1-1)」「支援・指導等のメモ(様式1-2)」などの記録を作成しておくことが「手引き」により定められている。
- (5) 上記(4)により作成された記録は、別途研修の結果、資質向上審議会に諮ることとなった場合において、「校内研修における指導等の記録(様式1-1)」の文書を教頭立会いのもとに示し本人に事実確認をすることなどに用いるものと「手引き」に定められている。
- (6) しかし、私に対しては、①上記(3)の研修が行われていない。②上記(4)の様式も作成されていない。③上記(5)の事実確認も行われていない。といった点において手続違背がある。
- (7) 府教委は、上記(6)の原因について、「原告は、(略)組織の一員として協働できるような状況ではなかった。」とし、その「証拠」として、私が実施した行政文書公開請求などを挙げる。(資料エ10頁)
- (8) 本件学校校長が作成した「申請書」(乙6)における「2. 申請の理由」においても、「情報公開請求対応、(略)個人情報公開請求対応等で、(略)学校運営に支障を生じさせた。」とあり、これらを「指導が不適切な教員」である理由に挙げる。
- (9) また、本件学校校長から私に対し、「なぜ自分が作成した教材を自分で情報公開請求するのか」と職務中に質問があった事実がある。私が個人的に実施した情報公開請求などについて、職務上の地位を利用して指示をすることにより、情報公開請求や審査請求を

取下げさせようとしたと推認される。

(10) 私が実施した情報公開請求については、大阪府における違法行為などを確認するために実施していたものが多くあり、私は情報公開請求によって入手した文書を用いて公益通報を実施するなどしていた経緯がある。また、個人情報開示請求については、私が校長あてに提出した文書が適切に保管されているのかどうかを確認するために実施した経緯がある。

(11) 上記(10)の情報公開請求や個人情報公開請求は、私が個人的に市民的権利の行使として実施したものであるにもかかわらず、本件学校校長は上記(8)のとおり「指導が不適切」である理由に挙げ、府教委は上記(7)のとおり手続違背を正当化する理由に挙げている。しかし、これらは他事考慮にあたる。また、仮に私が「指導が不適切」としても、「手引き」に基づかずに、他の教員と同じく別途研修が受けられなかった点については平等原則に違反する。

(12) ガイドライン（8頁）では、「地方公務員法第29条に規定される懲戒処分事由（非違行為等）に該当する者については、指導改善研修により対処するのではなく、懲戒処分を行うべきである。」とされており、研修制度を懲戒制度の代替として利用すべきでないとしている。なお、実際に私には懲戒処分が為されていないのであるから、私には非違行為として問題視されるような点は存在しないことを府教委としても自認しているというべきである。

(13) さらに、上記(9)、上記(11)の事実を踏まえれば、本件研修命令の発出そのものが、私が情報公開請求や個人情報開示請求を実施したこと（あるいは、校長の指示に従わず、それらを取り下げなかったこと）に対する懲戒的・報復的措置であることが十分に推認される。また、上記(12)のとおり、研修制度はあくまで「指導が不適切」と認定された教員に対して、当該指導の改善を図るために必要な事項に関して行うもの」であるから、本件研修命令の発出はこれを悪用したものであり、動機不正や動機違反に該当する。

(14) 動機不正・動機違反について

上記(13)のとおり、動機不正や動機違反の観点から考えれば、以下の点についても辻褃が合う。

- ①私は、これまで校長から「指導が不適切である」との指摘を受けておらず、むしろ授業の技能において高い評価を受けていた。
- ②上記①に関連して、教員評価支援チームの初回来校日（10/18）においても、本件学校校長は「先生はやっぱり説明が上手いな。流暢やね。聞いているだけで頭のなかに入っ

てくる。プリント見なくても」と発言した。

③私は、2か年度に亘って、XXモデル授業を担当した。

④私は、前年度授業アンケートにおいて全項目で校内平均を上回っていた。

⑤多くの現役生徒、卒業生徒から、私に対して肯定的な意見が寄せられている。

その他諸々の点において、私は校長や教頭などの管理職や、同僚、その他多くの生徒らから高い評価を受けており、その授業力、指導力はむしろ標準を上回っているものである。

こうした事実があるにもかかわらず、教育委員会の構成する教員評価支援チームが、その目的も告げずに急遽来校し、「授業に問題があるかもしれない」と主張して連続5週に亘って授業見学を行ない、校長が申請をする前に、私に対して「指導が不適切である」として資質向上審議会に諮る旨を伝達している経緯については、明らかに不自然であり、動機不正や動機違反が強く疑われる。

特に、上記(6)で指摘したとおり、「上記(3)の研修が行われていない」「上記(4)の様式も作成されていない」「上記(5)の事実確認も行われていない」といった点において重篤な手続違背があることに鑑みても、当初から府教委は手続を正しく履践しようとしていたとは考えられず、「結論ありき」であったことは明らかであり、その背景に動機不正や動機違反があったと推認するのが自然である。

## 2 校内研修あるいは教育センターにおける研修が一切行なわれていない件について

文科省ガイドライン（9頁）では、なるべく指導が不適切であるとの認定をしないことが前提となっている。すなわち、「この指導に課題がある教諭等に対して、学校内又は都道府県・指定都市教育委員会等が設置する教育センター等教員の研修を行う機関（以下「教育センター」という。）において集中的に研修を行ったことにより、「指導が不適切である」教諭等の認定を回避することができたとする教育委員会も多いことから、令和4年改正法を踏まえた研修等に関する記録の作成等や資質の向上に関する指導、助言等を早期に、かつ、効果的に行い、指導が不適切である状態に陥らないよう、未然防止・早期対応に努めることが重要である。」として、指導や研修を尽くしてなお課題がある場合に指導が不適切であるとの認定を行うということが求められている。

しかし、私に対する校内での研修は行なわれていない（そのことは当事者間に争いはない）。さらに、手引（乙5）によると作成されるはずの、①校内研修における指導等の記録（様式1-1）、②支援・指導等のメモ（様式1-2）、③該当教員に関する記録（様式1-3）、④授業等の評価<チェックシート>（様式2-1）、⑤自己評価<チェックシート

> (様式2-2)、⑥観点項目(着眼点)の例示(様式3)のうち、③を除く資料は作成されていない。

被告準備書面(1)(資料エ)10頁においては、「様式1-1、様式1-2ならびに様式2-1、様式2-2については、当該教員を指導する際の参考様式として活用を促しているものであり、必ずしも提出や活用を義務付けているわけではない。」と主張する。しかし、手引き(乙5)において、様式1-1については、「校長・准校長は、校内指導者から報告を受けた各研修の記録を「校内研修における指導等の記録(様式1-1)」にまとめることで、当該教員の改善状況を確認し、それを踏まえ、研修プログラムや手法の工夫改善に努める。」(同10頁)、「当該教員に対して、今まで指導を行ってきた「校内研修における指導等の記録(様式1-1)」の文書を教頭立会いのもとに示し本人に事実確認をする。」(同13頁)とされており、制度の趣旨を踏まえれば様式の作成は必須であると言える。

また、同様に、様式1-2については、「経過観察や指導に当たっては、本人に対して課題を的確に伝え、その自覚を促すことが重要である。そのうえで、当該教員の指導力改善のため、校内における指導を行い、その個別の内容を「支援・指導等のメモ(様式1-2)」に記録しておく。」(同8頁)とされており、様式2-1および2-2については、「授業観察を行う場合には、観察者が「授業等の評価<チェックシート>(様式2-1)」により評価することで指導力の改善を図り、また、授業者自らも「自己評価<チェックシート>(様式2-2)」により自己評価することで、自己の課題を明確にし、本人の自覚を促すような適切な支援・指導を行う。」(同11頁)とされている。

このように、これら様式は、「指導が不適切な教員」を認定するにあたり、客観的資料として作成されることが当然のものであるため、府教委の主張は失当である。

校長が、府規則4条に基づく申請書を提出したのは2022年11月19日であり、その以前である11月15日に、府教委が、私について「指導改善研修」に向けた手続きを進めていたことは府教委も認めるところである。

### 3 「当該教員が受けたことのある研修等の状況及びその結果」の記載

上記2に関連して、府規則4条においては、「大阪府立学校条例第二十一条第一項の規定により指導改善研修等を講ずるよう申し出ようとする校長は、次に掲げる事項を記載した申出書を委員会に提出しなければならない。」とし、「1 当該教員の勤務の状況」「2 当該教員が受けたことのある研修等の状況及びその結果」「3 当該教員が所属する学校の校長が行った指導及びその指導に対する当該教員の意見の内容」「4 前三号に掲げるものの

ほか、委員会が必要と認める事項」と定めている。この点につき、同4条本文における「申出書」とは、乙7あるいは乙6のことであろうと思料されるところ、「2 当該教員が受けたことのある研修等の状況及びその結果」についてはどこにも記載が見当たらない。結局のところ、これも府教委による手続違背を証明する事実である。

#### 4 大阪地裁平成28年(ワ)3126号事件について

私が勤務する府立東住吉総合高校において、平成27年に生じた「指導死」事案(大阪地裁平成28(ワ)3126)(資料K)について、校長の作成した申請書(乙6)、報告書(乙7)、教員評価支援チームらの指摘(乙17～乙21)においては、「指導が不適切」である要素として指摘をしているにもかかわらず、報告書(資料A)においては、その事実は全くどこにも触れられておらず、明らかに不自然である。

指導死とは、学校において教師の指導により肉体的、精神的に追い詰められた生徒が自殺に追い込まれることとされており、本校の事案においては、当時1年生だった男子生徒が、授業中に騒いでいた生徒を注意したところトラブルとなり、学校側は男子生徒を、校内にある小部屋に8時間にわたり監禁し、反省文の提出などを強要した上に停学処分とした。男子生徒はこれらの指導を苦に、南海高野線の踏切で電車で飛び込み自殺し、遺族は学校側や大阪府に対し損害賠償を求めて大阪地方裁判所に提訴したものである。大変心を痛める事件であるところ、大阪府は訴訟においてその責任を全面的に否定した。

授業の詳細は令和4年11月の意見書において記載したので詳細は省くが、結果的に私は、実際に福井県にある遺族の元を訪問し、丁寧にコミュニケーションを取った上で、生徒たちの真摯なコメント(資料L)を遺族に手渡すことに成功した。亡くなった生徒の母親は、「今まで学校関係者や教育委員会関係者は、家にもやってきていない」「わざわざここまで来て、息子の死に向き合ってくれたのはT先生だけです」などと話し、生徒達の真摯なコメントを読んで「このままでは息子の存在が忘れられてしまうような気がしていたのに、生徒たちがこのように考えてくれていてうれしい」と、涙を流しながらお話ししてくださいました。

遺族訪問後には、亡くなった生徒の祖父から、資料Mのとおり手紙が届き、「孫の事件にしっかりと向き合ってくれて、心から感謝します」との記載があるとおり、実際には遺族は私に喜びや感謝を表明している結果となっている。

教員評価支援チームの指摘では、「遺族の気持ちを考えていない」「相手の心理を理解する能力や意欲に欠けている」などと評価されているが、そうした批判は全くの見当外れの



ものであり、むしろそうした批判は校長や教育委員会にこそ該当するものであり、生徒たちも、「遺族の方もコメントを読み、涙を流して喜んでくれたと聞き、学習して良かったです」「T先生じゃなくて、他の先生が遺族の気持ちを考えていないと思った」「遺族の方は家まで来てくださった先生のことを感謝しています。誰一人嫌な思いをしている人はいないと思います」との意見を持った。

さらに、亡くなった生徒の祖父から手紙を読み、資料Nのとおり、生徒たちは「今まで何回も自殺して楽になりたいと思っていたけど、この事件や指導死について勉強し、自分の命を大切にしていきたいと思います」「1日1日大切に過ごそうと思いました」などと感想を記しており、それまで自殺しようとしていた生徒がその思いを改めるなど、大変に教育効果が高いことが分かる。公民総合を受講する生徒は高校3年生であり、18歳において成人となる近年の民法改正などを踏まえても、この教材や授業が、「相手の受け止めや配慮を十分に考えられていない」ものであるとは到底言えない。この点については、読売新聞（甲21）においても報道が為された。

こうしたなか、校長の作成した申請書（乙6）、報告書（乙7）、教員評価支援チームらの指摘（乙17～乙21）においては、「指導が不適切」である要素として指摘をしている事実があるにもかかわらず、審議会には全くその件が触れられていないという不可解な状況となっている。結局のところ、上述のとおり私に対しては、手引きに基づく事実確認すら実施せず、遺族がどのように感じているのであるとか、生徒がどのように受け止めているのであるとかを一切考慮することなく、一方的に教員評価支援チームによる憶測や決めつけ、でっち上げや捏造などの違法かつ不当な手法を用いた結果、そもそもの根拠を欠くこととなったため、審議会において言及できなくなったものと強く推認される。

さらに、実際にこの授業を実施した「公民総合」の生徒アンケート（資料⑩-2）において、生徒による評価は7項目において最高評価の4.0がついている状況となっている。アンケートは「1（まったく当てはまらない）」～「4（よく当てはまる）」を評価基準として集計されるものであるため、受講している全ての生徒が、7項目に亘って、最高評価をつけたという事実が明らかとなるものであり、如何に私の実施した「公民総合」の授業内容が優れており、生徒からも高く評価されているのかという事実が歴然と現れていることがわかるし、府教委の難癖が如何に当を得ず、論ずる価値にも値しない愚劣なものであるのかもよく分かる。

結局のところ、校長や教員評価支援チームらが指摘する「不適切な教材」というのは、生徒にとっての善し悪しではなく、組織にとって都合が悪いという程度のものであり、本

件指導改善研修命令はまさに制度を悪用したパワーハラスメントである。

なお、本件指導死について、北村元校長は「事件遺族とは和解が成立した」と職員会議において発言していた事実があるが、これは遺族の証言により虚偽であることが判明した。また、北村元校長は、生徒自殺事件を受けて教育委員会が「生徒指導の手引き」を作成した旨説明したが、教職員には一切配られず、校長に要求しても「教員には見せていない」として内容確認を拒否された経緯があり、私が行政文書公開請求しても「不存在」であったものである。事件遺族も、裁判の過程において教育委員会が「生徒指導の手引き」を作成する事実を聞いており、作成完了後には遺族にも送付するように書面で申し入れていたにもかかわらず、音沙汰がないと聞き及んでいる。事件遺族は本件研修命令の発令を知って、府教委への怒りをさらに増幅させている状況であり、教員個々を刑事告訴する準備をしている旨聞き及んでいる。

## 5 他事考慮・動機違反（情報公開請求）について

上記2に関連し、府教委は、校内研修あるいは教育センターでの研修が一切行なわれていない事実について、「原告は、(略)組織の一員として協働できるような状況ではなかった。」とし、その「証拠」として、私が実施した行政文書公開請求などを挙げる。(資料エ10頁)

本件学校校長が作成した「申請書」(乙6)における「2. 申請の理由」においても、「情報公開請求対応、(略)個人情報公開請求対応等で、(略)学校運営に支障を生じさせた。」とあり、これらを「指導が不適切な教員」である理由に挙げる。

しかし、情報公開を求める権利は憲法上の「知る権利」にもかかわる重要な市民的権利である。大阪府情報公開条例も、前文で「情報の公開は、府民の府政への信頼を確保し、生活の向上をめざす基礎的な条件であり、民主主義の活性化のために不可欠なものである。府が保有する情報は、本来は府民のものであり、これを共有することにより、府民の生活と人権を守り、豊かな地域社会の形成に役立てるべきものであって、府は、その諸活動を府民に説明する責務が全うされるようにすることを求められている。このような精神のもとに、府の保有する情報は公開を原則とし、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護しつつ、行政文書等の公開を求める権利を明らかにし、併せて府が自ら進んで情報の公開を推進することにより、「知る権利」の保障と個人の尊厳の確保に資するとともに、地方自治の健全な発展に寄与するため、この条例を制定する」と規定する。

私が行った行政文書公開請求は原告の市民的権利の行使に他ならず、私の指導力とは全

く関係がない事柄である。従って、このことを「指導改善研修」の理由にするのは他事考慮に他ならないし、校内研修を行わないことの理由にするのも当を得ない。仮に、百歩譲って私の情報公開請求が原因で、校長による校内での指導ができないのであれば、教育委員会が校長と連携して校内研修を実施することもできたのであり、結局のところ、校内研修ができなかった根拠にはならない。

また、本件学校校長から私に対し、「なぜ自分が作成した教材を自分で情報公開請求するのか」と職務中に質問があった事実がある。私が個人的に実施した情報公開請求などについて、職務上の地位を利用して指示をすることにより、情報公開請求や審査請求を取下げさせようとしたと推認される。

私が実施した情報公開請求については、大阪府における違法行為などを確認するために実施していたものが多くあり、私は情報公開請求によって入手した文書を用いて公益通報を実施するなどしていた経緯がある。また、個人情報開示請求については、私が校長あてに提出した文書が適切に保管されているのかどうかを確認するために実施した経緯がある。

ところが、府教委は上記のとおり、手続違背を正当化する理由に情報公開請求などを挙げている。しかし、これらは他事考慮にあたるし、動機違反にあたる。また、仮に私が「指導が不適切」としても、「手引き」あるいは府規則に基づかずに、他の教員と同じく別途研修が受けられなかった点については平等原則に違反する。

なお、府教委は、私が別途提起している情報公開請求処分取消訴訟において、本件研修命令について言及しており、公私混同が著しい。(詳細は資料カ〜クである。)

結局のところ、研修命令については、「原告個人の行動を、職務上の研修命令に結びつけた」という事実があり、情報開示請求の決定については、「職務上の原告の行為を、原告個人への決定に結びつけた」という事実があつて、双方向に他事考慮しており、双方向に動機違反であることは疑いの余地がない。

## 6 他事考慮・動機違反（元教頭による横領）について

資料㊸のとおり、現任校である府立東住吉総合高校では、平成28年4月から平成31年3月にかけて、校内で実施された公益社団法人全国経理教育協会主催の各種検定にかかる検定料について不正な会計処理が為されたことを、私は同僚から聞いた。

元教頭や、商業科教諭が、校内で実施された公益社団法人全国経理教育協会主催の各種検定にかかる検定料のうち「試験場費」(担当職員が内部留保した「キックバック」該当金額)を不正に処理し、被害者数は述べ173人、不正総額は124,664円である。

この事件は、本件試験場費を検定料負担者(本校受検者及び本校保護者)への説明なく、担当者XX(元教頭)及びXX教諭が着服したと推定でき、両者は刑法上の業務上横領罪(刑法第253条)または詐欺罪(刑法第246条)を適用されると考えられると、同僚教諭は指摘した。さらに、北村元校長は、同僚教諭の本件究明及び訴追のための行動に終始非協力的であったとのことである。

北村元校長から同僚教諭への説明によれば、これら指摘により一部受検者または保護者にXX教頭本人が返金を行おうとしていた事実があり、事後処理においても事実の隠蔽工作が行われている可能性もあった。しかも、この返金行為そのものが、自ら不正を認めた証左であるから、返金行為について同僚教諭は総務部法務課にその行為の差し止めを要望し、第三者による適正な処理と不正行為実行者及び責任者の厳正な処分を希望した。しかしながら、府教委はこうした不正な会計処理(公金横領)を隠蔽し、その事実を未だにひた隠しにしているばかりか、生徒への返金も行なわれていない状況がある。

この事件について、私の隣席に座っている同僚教諭から、「住民監査請求がしたいが、大阪府民ではないのでできない」と相談を受けたため、私は同僚と協力して住民監査請求をするなど、同僚とのコミュニケーションを大事にしながら、不正を糾そうとしたものであるところ、府教委はこうした私の追及や情報公開請求について中止させるべく、本件研修命令を発令したものであると強く推認できる。

なお、資料③のとおり、住民監査請求については「公金ではない」ことを理由に受理されなかった。しかし、大阪府では公金ではない学校会計において不正会計があった場合においても、懲戒対象としており、なぜ府立東住吉総合高校における事案については何ら対処がなされないのかについては不可解なままである。

府教委の隠蔽体質、公私混同、他事考慮、動機違反の劣悪な性質については、上記5に述べたとおりである。

## V その他書証の説明について

### 1 資料⑥、⑦について

資料⑥、⑦はともに、前任校の卒業生が作成したものである。

「生徒の気持ちに寄り添い、皆から慕われ好かれていた先生が、「他人の気持ちが理解できない」はずがごさいません」「T先生と喧嘩していた教師は、(略)「俺はこうだったから

こう」「私が嫌だから嫌」のようなわがままを回りくどく言い換え、押しつけていることが多かった」と証言されている。

特に、「わがままを回りくどく言い換え、押しつけている」というのは、根拠も提示せずに結論ありきの教員評価支援チームによる憶測や決めつけ、でっち上げや捏造などの違法かつ不当な手法を具現化するようなものであり、やはり生徒は教師をよく見ているものと思料する。むしろ指導改善されるべきは管理職や教員評価支援チームの構成員である。

## 2 資料⑧～⑨について

資料⑧～⑨はともに、前任校の卒業生が作成したものである。前任校のM教諭のせいで公務員試験を受験できなかった生徒や、M講師の情報漏洩事件のせいで検定試験を受験できなかった生徒（産経新聞で報道）、女子生徒と卒業後に結婚した首席に対して恐怖を感じている生徒などの証言が掲載されている。特に、女子生徒と卒業後に結婚した首席については、在校時から性的関係にあったなどと生徒達から校内で噂されているような状況であるなか、生徒達（特に女子生徒ら）は大変不安や恐怖を感じているが、何ら対処がなされないため、不可解である。

## 3 資料⑪～⑰について

資料⑪～⑰は、平成29年度から令和4年度の「評価・育成シート」であるところ、平成29年度から令和3年度までについては、私の「指導力」について、一切否定的な評価は為されていない。このことにつき、府教委は答弁書（資料オ）においても認めているところである。

## 4 乙35について

乙35は、校長が作成した記録であるところ、「生徒は授業中、作業が終われば何をしていても良いと言われている」との記載は虚偽である。また、「自習監督に行った教員がカードゲームをしていた生徒に注意したところ、T教諭にそう言われているからといい、生徒は素直に指導に従わなかった」との記載については、先述の通りそのような指導はしていないのであるから、生徒が勝手にそのような言い訳を並べているだけであるし、生徒のカードゲームを辞めさせられないのは自習監督の教員の指導力の問題である。なお、この教員は中田教諭であることが生徒の証言によって確認されている。

## 5 甲13について

私は日本心理学会の会員であり、同学会認定の心理士資格を所有している。同資格は、「心理学の専門家として仕事をするために必要な、最小限の標準的基礎学力と技能を修得している、と日本心理学会が認定した人」とされており、私は生徒の気持ちはしっかり考えているし、その資質や能力を十分に有していると言える。畢竟、府教委の問題視している「気持ちを考えることができない」というのは、府教委の意見と合わないということに過ぎない。生徒を怒鳴り散らしている教員が散見される府立東住吉総合高校において、私が校長にその旨を指摘しても何も対処されないし、むしろ私はそういう教員から生徒を守っているものである。

## 6 甲14～甲16について

令和3年度に私が数学の教員免許を取得した際に、校長に作成を依頼した「人物に関する証明書」において、校長は「指導力：生徒に対して親身になる姿勢があり、生徒の自己実現を支援している」と記載したり（甲14）、私が同年度に受けた中堅教諭等資質向上研修に際して、「生徒や保護者の思いを勘案しながら、人権尊重の精神に基づいて指導できる力の向上を図った」との研修成果についての所見を述べるなど（甲15）、私に対して生徒等の相手の受け止めや配慮を十分に考えられていない点を問題にするどころか、むしろそのような能力を備えている旨評価している。

令和2年度に校長が授業見学（1年生：地理A）に来た際のコメントは、全面的に原告の授業を肯定する内容となっている（甲16）。このように、校長はこれまで一貫して「技能」については否定的コメントを出していないし、このことは、教員評価支援チームが来校してからも変わっていない。

結局のところ、本件研修命令を発令するために、教員評価支援チームが私の授業技能不足を「捏造」したものである。この点については、不当かつ違法な名誉毀損等に該当するし、証拠捏造により研修命令を発令した点につき刑法193条の公務員職権濫用罪にあたるため、校長、教頭、教員評価支援チームらの個人責任を含め、別途法的措置を準備中である。

## 7 甲17～甲20について

私は、XXが実施したXXの推進に関連して、2年連続でモデル授業を実施し、その結果がXX集に掲載されていた（甲17～甲20）。このことから考えても、私について「指

導が不適切」であるとの評価がおよそ当を得ないものであることは明らかである。

## 8 資料O、資料Pについて

私は令和4年度当初の自己申告票（資料O）においても、「独自に新たな課題指示サイトを開設し、授業に活用する。なお、課題指示サイトのアドレスは男女共同参画社会を意識したものとする」と記載しており、校長がこの事実を認識した上で、サイトが運営されていたものである。そもそも資料Pから分かるとおり、故・安倍晋三氏が男女共同参画社会を応援するブログを開設した際には「SHINE！ ～すべての女性が、輝く日本へ～」と題しており、私の作成したドメインはこれを参考にしたものである。

さらに、当該サイト上には、「このWEBサイトのドメインとなっている『kocho-shine』は、『鬼滅の刃』鬼殺隊の『柱』として活躍する女性である『胡蝶しのぶ(kocho)』をモチーフに、男女共同参画社会が進展する中で『輝く(shine)』未来を創造することを目指して名付けられています。」と記載されていた事実があり、ここからも、このドメインが男女共同参画社会を意識したことを前提にしていることがわかる。

北村元校長は、そもそも私が自己申告票に書いた事実を認識しており、その際には何ら問題があるなどと言及していなかったにもかかわらず、後になって難癖をつけるように指導改善研修の理由にしているのであるから、もはや背信行為であって、許されるものではない。この点につき、個人責任を含め、別途法的措置を準備中である。

さらに、資料Qは、私は令和3年度の自己申告票であるところ、設定目標として「前任校の首席が絶賛した「教科書を書写する課題」を、本年度も積極的に授業や考査に取り入れ、成績不振者を可能な限り少なくし、生徒の満足度を高める。」ことを設定し、進捗状況として「教科書を書写する課題」を適宜実施し、生徒の満足度上昇に努めている。しかしながら、その評価基準については未だによく分からないため、今後、情報公開請求などによって研究に努める。」、達成状況として「今後、3観点別評価が導入されるなかで、どのように「教科書を書写する課題」を成績評価していくのか検討する必要がある。」としており、これを受けて資料⑮のとおり、校長はA評価を付けたのであるから、そもそも書写については校長が認めていた事実は明らかであるし、むしろ高く評価していた事実が分かる。また、職員とのコミュニケーションについても、資料⑳の診断書を根拠に、「医師により「同一分掌の教員とかかわってはいけない」旨の診断書が出ているため、分掌会議においてもできる限り離れた場所に着席し、なるべく関わらないなどの実践を心がける。」と目標設定した上で、校長がA評価を付けたのであるから、そもそもそうした状況については校長が

認めていた事実が明らかである。

## VI まとめ

以上のことから、本件研修命令は、手続違背や他事考慮、動機違反などの違法が明確であり、指導が不適切との認定にかかる事実も虚偽のものが多く含まれるから、直ちに取り消されるべきものであり、審議会においても過去の過ちを早急に認めて、判断を修正すべきものである。

以上